

平成 22年 4月 1日から建築士事務所の登録は、  
(社)滋賀県建築士事務所協会が行います。

滋賀県は、指定事務所登録機関として(社)滋賀県建築士事務所協会を指定しました。

指定に伴い、今まで滋賀県土木交通部建築課で行っていた下記業務については、平成 22年 4月 1日から(社)滋賀県建築士事務所協会が行います。

- 1 名称 社団法人滋賀県建築士事務所協会
- 2 事務所の所在地 大津市におの浜一丁目1番18号  
電話：077-526-4476
- 3 受付時間 9時00分～17時00分(土曜・日曜・祝日・正月盆休みを除く。)
- 4 ホームページ <http://shiga-jk.jp/>
- 5 主な業務内容
  - (1)建築士事務所登録(新規、更新、変更、廃業)
  - (2)建築士事務所登録簿の閲覧
  - (3)建築士事務所登録証明書発行
  - (4)設計等の業務に関する報告書(平成22年4月以降提出するもの)の受領、閲覧

## 6 案内図



## 注 意

**建築士事務所登録手数料は、従来の滋賀県収入証紙ではなく、現金で納入することとなります。**